

# 八尾市国土強靱化地域計画 (別紙集)

令和 7 年 4 月

八 尾 市

## 【別紙 1】 脆弱性評価結果

| No  | 起きてはならない最悪の事態                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------|
| 1-1 | 大規模地震に伴う、建物等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生                        |
| 1-2 | 地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生                                 |
| 1-3 | 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生 |
| 1-4 | 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生                               |
| 2-1 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                           |
| 2-2 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺          |
| 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生         |
| 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                    |
| 2-5 | 大量の帰宅困難者の発生、混乱                                            |
| 2-6 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生                                      |
| 2-7 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下                        |
| 3-1 | 市役所機能の機能不全                                                |
| 3-2 | 市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                  |
| 4-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下                             |
| 4-2 | 有害物質等の大規模拡散・流出                                            |
| 4-3 | 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響                                |
| 4-4 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下                               |
| 5-1 | 情報収集・伝達機器の機能停止により避難行動や救助・支援の遅れによる死傷者の発生                   |
| 5-2 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止                    |
| 5-3 | 都市ガス・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止                       |
| 5-4 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止                                        |
| 5-5 | 鉄道・道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流、人流への甚大な影響         |
| 6-1 | 自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態       |
| 6-2 | 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延                                 |
| 6-3 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態                          |
| 6-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                  |
| 6-5 | 文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティーの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態            |
| 6-6 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害                 |

# 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

## 1-1 大規模地震に伴う、建物等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

### ① 地区防災計画の策定支援

- ・平成 25 年の「災害対策基本法」の改正により、一定の地区の居住者および事業者が共同して行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されたことを受け、本市では小学校区を単位とし、項目に「安否確認」、「避難経路」、「避難所運営マニュアル」を盛り込んだ地区防災計画の策定支援に努める必要がある。
- ・八尾市災害時要配慮者支援指針にて示した基本的な考え方を地区防災計画に反映するとともに、当該指針に基づく避難行動要支援者支援の取組みと地区防災計画に基づく地域全体での取組みを整理し、地域の実態に即した取組み内容について検討を進める必要がある。

### ② 市有建築物の老朽化対策・機能更新の推進

- ・地震等の災害時に、市内にある公共施設の被害等を最小限に抑えるため、「八尾市公共施設マネジメント実施計画」において示す考え方を踏まえ、老朽化が著しい施設から優先的に修繕及び改修工事を実施し、施設の安全性の確保を第一に考えて取組みを進めていく必要がある。
- ・また、機能更新についても、同計画に基づき、事業を継続する必要性や使用用途に見合った適正な規模等を検討した上で、計画的な老朽化対策・機能更新等を実施する必要がある。

### ③ 学校施設の老朽化対策・機能更新の推進

- ・学校施設は、児童生徒が日常の大半の時間を過ごす活動の場であることから、必要な改修を計画的に進め、安全性の確保に努める必要がある。
- ・災害時には避難所としての役割を果たすことから、必要な改修を計画的に進め、避難所としての機能の整備に努める必要がある。
- ・すべての児童・生徒が安全に安心して等しく学ぶことができるよう、教育委員会事務局と連携して学校施設の整備・補修・修繕等に取組む必要がある。

### ④ 民間住宅・建築物の耐震化の促進等

- ・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等さまざまな取組みによる住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける必要がある。  
(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等)

### ⑤ 病院・社会福祉施設の耐震化の促進

- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震改修等を促進する必要がある。
- ・社会福祉施設等施設整備費補助金を活用し、市内の障がい福祉サービス事業所等における耐震化のための改築、老朽化による改築等を行う事業者に対して、整備費の一部を補助する必要がある。
- ・地震発生時に起こりうる建物倒壊等の危険性について、在園児及び保護者等の施設利用者への安全を確保するため、耐震性に問題がないかの耐震改修状況を把握するとともに、ブロック塀への安全対策等に関する状況を把握し、必要に応じて改修等を働きかける必要がある。

- ・地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため所有者等に対し、耐震化の実施を働きかける必要がある。  
(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等)

#### ⑥ 道路等に面する民間ブロック塀等の安全対策

- ・地震発生時における市民の生命、身体等への被害の防止および避難経路の確保を目的とし、道路や避難所に指定された公園に面する危険なブロック塀などの撤去や撤去後に軽量フェンス等に改修する工事の費用に対して補助する制度を活用し、安全対策に努める必要がある。  
(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等)

#### ⑦ 広域緊急交通路等の通行機能確保

- ・災害発生直後における、市内の指定避難所等への救命救助活動や支援物資の輸送を担う緊急交通路や避難路の通行機能を確保する必要がある。
- ・防災上、重要な避難経路となる生活道路の整備を進める必要がある。
- ・避難経路、輸送路として活用できる農道を整備する必要がある。
- ・社会的影響の大きな橋梁等の修繕・耐震化を進める必要がある。
- ・防災・減災に資する都市計画道路を整備し、国道・府道等の幹線道路と道路ネットワークの形成に取り組む必要がある。
- ・また、国や府、沿線自治体と連携し、大阪府中部広域防災拠点と広域緊急交通路である大阪中央環状線へのアクセス性向上及びリダンダンシー確保を図るため、国有地である八尾空港西側跡地を活用した道路整備を検討するとともに、中部広域防災拠点へのアクセス路ともなる府による都市計画道路八尾富田林線の整備促進、中部広域防災拠点から八尾富田林線に直結する都市計画道路八尾空港線の整備、広域緊急交通路である国道 25 号の代替路となる都市計画道路大阪柏原線などの整備促進に取り組む必要がある。
- ・災害発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため広域緊急交通路等に指定された路線について無電柱化を推進する必要がある。
- ・広域緊急交通路の照明灯、標識、道路付属物等の適正な維持管理を行う必要がある。

#### ⑧ 鉄道施設の耐震対策の促進

- ・地震発生時に重要な移動手段となる鉄道施設の耐震対策を図るため、鉄道事業者に対し、駅舎・橋脚等の耐震補強に計画的に取り組むよう働きかけを行う必要がある。

#### ⑨ 災害に強いすまいとまちづくり促進区域等の整備

- ・大阪府密集市街地整備方針に基づき、災害に強いすまいとまちづくり促進区域に指定されている J R 八尾駅周辺地区において、災害時に延焼遮断帯や避難路となり、防災性の向上が図れる都市計画道路 J R 八尾駅前線について整備を進める必要がある。
- ・また、事業期間中においては、先行的に取得している事業用地を利用し、指定緊急避難場所（一時避難場所）まで円滑に避難できる経路を確保するため、地域の主要交通路にアクセスすることが出来る避難路の整備を進め、地域防災力の向上に役立てる必要がある。

- ・一時避難、救援活動拠点、火災延焼の緩衝空間となる都市公園の整備を進める。また、災害時に身近な防災活動の拠点として活用できる街区公園等の整備及び防災施設（マンホールトイレ・炊き出しに使用できるかまどベンチ・応急的にテントとして使用できる四阿等）の整備を推進する必要がある。
- ・公園のバリアフリー化を行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保するとともに、全ての人が安全で円滑に利用できる公園の整備を推進する必要がある。

#### ⑩ 地盤の液状化対策の促進

- ・地震発生時に、液状化による被害を軽減するため、市内の液状化マップを「やお防災マップ（ハザードマップ）」に掲載し情報提供している。また、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会の相談窓口を活用しつつ、国・府等のさらなる検討状況を見極め、多様な手段で情報提供を行う必要がある。

#### ⑪ 災害に強い良質なマンション整備の促進

- ・建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能なマンションの整備や仕組みを普及させる必要がある。

#### ⑫ 防災訓練等、市民の防災意識の向上

- ・市民の防災意識の向上を図るため、災害発生時に市民一人ひとりが自らの命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動にも取組めるよう、防災訓練、講演会や市ホームページなどにより啓発活動を行う必要がある。
- ・防火管理者講習会等を実施するとともに、施設の立入検査及び指導を行い、防災意識の向上に努め、ホームページ等による広報を実施する必要がある。
- ・市民に対し、各種消防訓練や防火防災イベント等を通じて、防火防災意識の向上に努める必要がある。

#### ⑬ 学校園における防災教育の徹底と避難体制の確保

- ・災害発生時に乳幼児・児童・生徒の身体を守ることができるよう、発達段階や地域災害特性に応じた防災訓練や防災教育などの取組みを推進するとともに、自らの命を守る行動が身につけられるよう各学校園においても防災教育の充実を図り、災害発生時において児童生徒等の安全を確保するため避難体制の確立を図る必要がある。

#### ⑭ ハザードマップ等の作成（改訂）支援・活用

- ・地震発生時に起こりうる建物倒壊や風水害時の浸水の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、「やお防災マップ」を改訂する必要がある。

#### ⑮ 大規模盛土造成地マップの高度化

- ・大規模地震などに備え、市民に大規模盛土造成地が身近にあることを知ってもらうとともに、日頃から防災意識を持って宅地の状況に目を配り、災害の防止や被害の軽減につなげる必要がある。

#### ⑯ 避難所の確保と運営体制の確立

- ・災害発生後に、被災者の避難生活を支援するため、避難者等の発生規模と避難所等における収容人数をあらかじめ把握し、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保する必要がある。

- ・安全で円滑な避難や避難者のＱＯＬ（クオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life）。「生活の質」と訳される。ここでは、避難所の生活の質を確保していくことを示している。）確保等に向け、地区防災計画内の項目である「避難所運営マニュアル」の早期策定が図られるよう支援する必要がある。
- ・災害発生後に要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の確保及び受入れ体制の整備を図る必要がある。
- ・感染症防止対策の徹底を図り、適切な避難所運営体制の確立を図る必要がある。

#### ⑰ 防災農地の登録促進

- ・建築物の密集する都市において農地は貴重な空き地であり、防災面においても、多様な役割を持つ防災農地の登録について、これまでの経過を踏まえ、協議のうえ取組む必要がある。

#### ⑱ 「避難行動要支援者」支援の充実

- ・地域のねたきり高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、「安否確認」の項目が盛り込まれた地区防災計画を早期策定し、小学校区単位での要支援者の支援体制の充実を図る必要がある。
- ・八尾市災害時要配慮者支援指針に沿って、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域団体及び関係機関との情報共有など、地域と連携した取組みを進める必要がある。

#### ⑲ 細街路における緊急車両の通行確保

- ・地区計画に位置付けられた細街路（狭あい道路）において、地区計画制度を活用し、街区内道路の整備を行い、住環境の改善と防災上重要な避難経路の確保に取組むために、狭あい道路整備等促進事業を推進する必要がある。
- ・災害発生直後における、細街路（狭あい道路）における緊急車両の通行機能を確保する必要がある。
- ・緊急車両の通行が困難な路線について、生活道路の拡幅整備を進める必要がある。

#### ⑳ 市営住宅の機能更新

- ・地震等による災害時において、市営住宅の被害等を最小限に抑えるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等を推進する必要がある。

## 1-2 地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

### ① 地区防災計画の策定支援（評価結果は 1-1-① に記載）

### ② 災害に強いすまいとまちづくり促進区域等の整備（評価結果は 1-1-⑨ に記載）

### ③ 防火地域等の指定促進

- ・都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を行う必要がある。

#### ④ 空家等対策の推進

- ・管理不良な状態にある空家等が倒壊等により隣地及び道路等に被害を及ぼさないよう空家等の所有者に対し適正に管理するよう指導等を行う必要がある。
- ・空家等の所有者に対し、管理不良とならないよう、啓発、セミナーや講演会を行う必要がある。
- ・活用可能な空家等を有効に活用し、若者や新婚子育て世帯等の移住・定住を促進する必要がある。

#### ⑤ 緊急消防援助隊受入れ・消防の広域化の推進

- ・災害発生の規模やその種別等によっては、広域消防応援による消防活動が必要となることから、受援に関する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、受入れ体制の整備に努める必要がある。
- ・緊急消防援助隊受入れにあっては府内代表消防機関である大阪市消防局や東ブロック幹事消防本部である枚方寝屋川消防組合消防本部との密接な連携により、その受入体制の確保に万全を期す必要がある。
- ・消防の広域化及び他都市との消防の連携・協力についての可能性を検討し、実現性と実施効果の高いものを選択しながら事業の展開を図る必要がある。

#### ⑥ 地域防災力強化に向けた消防団の活動強化

- ・高齢化の進む消防団への青年層の入団を促進するとともに、女性分団の活動を拡充させる必要がある。
- ・消防団の機能強化を図るため消防団施設等の整備や装備、訓練、処遇等を充実させる必要がある。
- ・消防団活動のＰＲや消防団に対する市民理解の促進と住民・自主防災組織等との連携強化に向けた取組みを進める必要がある。

#### ⑦ 消防用水の確保

- ・災害発生時における、火災による被害を軽減するため、消防用水及び消火活動用資機材（ポンプセット）を整備する必要がある。
- ・消防用水として使用されているため池の適正管理を行う必要がある。
- ・消防用水確保用の転倒ゲートの適正管理を行う必要がある。

#### ⑧ 防災訓練等、市民の防災意識の向上（評価結果は 1-1-⑫ に記載）

#### ⑨ ハザードマップ等の作成（改訂）支援・活用（評価結果は 1-1-⑭ に記載）

#### ⑩ 避難所の確保と運営体制の確立（評価結果は 1-1-⑯ に記載）

#### ⑪ 防災農地の登録促進（評価結果は 1-1-⑰ に記載）

#### ⑫ 「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1-⑱ に記載）

#### ⑬ 細街路における緊急車両の通行確保（評価結果は 1-1-⑲ に記載）

#### ⑭ 文化財の防火対策

- ・文化財の火災発生を未然に防ぐとともに、文化財を火災から守るため、文化財所有者等への啓発と防火設備の設置等を進める必要がある。

#### ⑮ 迅速な道路啓開の実施

- ・地域防災計画に記載されている協力事業者との連携及び体制を構築する必要がある。

#### ⑯ 災害廃棄物の適正処理

- ・災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、災害廃棄物の排出方法・ルール等についての市民の理解が重要であることから、災害時のごみの排出ルール（分別方法、便乗ごみの排出禁止）等の情報について、市民に対して、平常時においても周知を行う必要がある。

### 1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

#### ① 地区防災計画の策定支援（評価結果は 1-1-① に記載）

#### ② 治水対策

- ・大型台風の接近や集中豪雨等による、河川の氾濫や浸水被害から、市民の生命・財産を守るため、寝屋川流域における総合的な治水対策に取り組む必要がある。
- ・雨水流出のピークカットを図る流域対策として、校庭貯留や、ため池を活用した治水対策を推進する必要がある。
- ・東部山麓の雨水が恩智川（一級河川）へ流入する主要な 13 河川について、雨水排水の能力アップや、老朽護岸の改修を図る取組みを進める必要がある。
- ・河川及び貯留施設の適正管理に努める必要がある。
- ・下水道は、10 年に 1 回程度の降雨を対象として、下水道施設の整備を推進し、維持管理を図る必要がある。

#### ③ 都市基盤施設の老朽化対策

- ・道路、橋梁、河川、公園、下水道等の都市基盤施設について、「八尾市都市基盤施設維持管理基本方針」に基づき、計画的な維持管理を進めていく必要がある。
- ・災害発生時の防災拠点や指定緊急避難場所（一時避難場所）として、安全・確実に活用できるよう公園の各種施設について適切な更新・維持管理を図る必要がある。
- ・昭和 35 年度に下水道事業に着手し、昭和の終わりに平成の初めにかけて一気に整備を進めた施設の本格的な更新時期を迎えることとなり、その対策が急務であることから、八尾市公共下水道ストックマネジメント計画（実施方針）等の計画を策定し、計画的な施設の改築更新を進めるとともに、効率的な維持管理を実施する必要がある。

#### ④ ため池防災・減災対策の推進

- ・農業用水の供給機能を保全するため、農業用ため池の届け出支援を大阪府に協力して取り組む必要がある。
- ・自然災害から市民の生命、財産を守るため、ため池や水路などの農業用施設の防災・減災対策を推進する必要がある。
- ・「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、水防ため池の耐震診断を実施し、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を実施する必要がある。

- ・ソフト対策として、ため池ハザードマップを作成し、住民周知及び活用を働きかける必要がある。

#### ⑤ 地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化

- ・風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化を支援する必要がある。
- ・大和川右岸水防事務組合・恩智川水防事務組合への活動支援を行う必要がある。

#### ⑥ 豪雨時の冠水対策

- ・大雨時のアンダーパス部における道路冠水対策として、車道部の冠水危険箇所 4 箇所を近畿地方整備局ホームページ上に公開する必要がある。
- ・道路排水施設の適正な維持管理を実施する必要がある。
- ・下水道施設について、日常的な維持管理を着実に実践するとともに、予防保全を中心とした計画的な維持管理を推進する必要がある。

#### ⑦ 防災訓練等、市民の防災意識の向上（評価結果は 1-1-⑫ に記載）

#### ⑧ 学校園における防災教育の徹底と避難体制の確保（評価結果は 1-1-⑬ に記載）

#### ⑨ 避難所の確保と運営体制の確立（評価結果は 1-1-⑭ に記載）

#### ⑩ 防災農地の登録促進（評価結果は 1-1-⑮ に記載）

#### ⑪ 「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1-⑯ に記載）

#### ⑫ メディアとの連携

- ・災害発生時に、あらゆる情報を迅速かつ的確に収集し、市民に的確に伝えるため、メディアとの連携体制の充実を図る必要がある。
- ・災害時に、メディアと連携して総合的な災害情報を提供できるよう、連携体制・設備等の整備・充実を図る必要がある。

#### ⑬ 市民への広報体制の整備・充実

- ・災害発生時に正しい情報を迅速に発信するため、平時より情報発信の事前シミュレーションを行うなど迅速かつ正確な情報発信に取り組むとともに、災害発生後、市民が必要とする情報を伝えるためプレスセンターを開設するなど各関係機関と協力・連携体制を強化し、広報体制の充実を図る必要がある。
- ・広報体制・設備等の整備・充実を図るとともに、多様な広報手段の確保に努める必要がある。

#### ⑭ 外国人に対する情報発信の充実

- ・災害発生時、外国人の安全を確保するため、外国人に分かりやすいハザードマップ・市ホームページなどの多言語化等の充実を図る必要がある。
- ・災害時多言語支援センターを設置する必要がある。
- ・外国語により相談できる相談窓口を市内 3 箇所に設置する必要がある。
- ・SNS を活用した多言語情報発信（週 2 回、ベトナム語・中国語・英語）に努める必要がある。

**⑮ 的確な避難情報発令の判断・伝達**

- ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域の住民に対して避難情報の発令を行い、安全な場所に避難させるなど人命の被害の軽減を図る必要がある。

**⑯ 社会福祉施設の避難体制の確保**

- ・社会福祉施設の施設管理者に対し、災害時に利用者、児童等を安全に避難誘導するように働きかける必要がある。
- ・水防法に基づき、要配慮者が利用する施設の所有者または管理者に対して、浸水想定区域内および土砂災害警戒区域内における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するよう働きかける必要がある。
- ・大規模地震や災害発生時に在園児及び保護者等の施設利用者への安全を確保するため、避難計画等の策定や、避難誘導及び保護者への引き渡しを迅速かつ的確に行える体制づくりが適切に行われているかの確認等に取り組む必要がある。

**⑰ 市有建築物の老朽化対策・機能更新等の促進（評価結果は 1-1-② に記載）**

## 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

**① 土砂災害対策**

- ・当該住宅の所有者に対し、土砂災害に対する危険性や補助制度の内容について周知を行う必要がある。
- ・土砂災害危険個所のパトロールを行う必要がある。
- ・土砂災害危険エリア設置の防災行政無線の音達範囲の拡大を行う必要がある。
- ・土砂災害により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅の移転及び補強対策に対し、費用の一部を補助するための制度を確立する必要がある。
- ・大阪府と連携し、国に対して補助制度の拡充について要望を行う必要がある。

**② 森林等の保全**

- ・公図や土地登記簿情報等を利用し、森林状況の的確な把握に資する有用な参考図を作成する必要がある。
- ・森林等（ハイキング道）の荒廃を防ぐため、ハイキング道における危険木の撤去、整備やボランティアによる保全活動を支援する必要がある。

**③ 防災訓練等、市民の防災意識の向上（評価結果は 1-1-⑫ に記載）**

**④ 学校園における防災教育の徹底と避難体制の確保（評価結果は 1-1-⑬ に記載）**

**⑤ 避難所の確保と運営体制の確立（評価結果は 1-1-⑯ に記載）**

**⑥ 「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1-⑱ に記載）**

- ⑦ **メディアとの連携（評価結果は 1-3-⑫ に記載）**
- ⑧ **市民への広報体制の整備・充実（評価結果は 1-3-⑬ に記載）**
- ⑨ **外国人に対する情報発信の充実（評価結果は 1-3-⑭ に記載）**
- ⑩ **的確な避難情報発令の判断・伝達（評価結果は 1-3-⑮ に記載）**
- ⑪ **社会福祉施設の避難体制の確保（評価結果は 1-3-⑯ に記載）**
- ⑫ **市有建築物の老朽化対策・機能更新等の促進（評価結果は 1-1-② に記載）**
- ⑬ **都市基盤施設の老朽化対策（評価結果は 1-3-③ に記載）**
- ⑭ **治水対策（評価結果は 1-3-② に記載）**
- ⑮ **下水道施設の耐震化等の推進、機能の確保**
  - ・地震発生後における、下水道施設の早期機能確保に向けた八尾市下水道事業業務継続計画（下水道 B C P）について、定期的な点検を実施し、現計画の改定を行う必要がある。
  - ・管渠の改築更新にあわせ、耐震化を推進する必要がある。
- ⑯ **ため池防災・減災対策の推進（評価結果は 1-3-④ に記載）**
- ⑰ **広域避難計画の検討**
  - ・災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、八尾市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める必要がある。
- ⑱ **長期湛水の早期解消**
  - ・河川堤防からの越水や破堤等（外水氾濫）による長期湛水に備え破堤箇所の仮締切やポンプによる排水等、早急な復旧策についての検討を進める必要がある。
  - ・内水排除施設が洪水浸水後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努める必要がある。
  - ・地域防災計画に記載されている協力事業者との連携及び体制構築に努める必要がある。
  - ・災害発生後における、下水道施設の早期機能確保に向けた八尾市下水道事業業務継続計画（下水道 B C P）について、定期的な点検を実施し、現計画の改定を行う必要がある。
- ⑲ **流出堆積した流木・土砂の早期撤去**
  - ・地域防災計画に記載されている協力事業者との連携及び体制構築に努める必要がある。

## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

### 2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ① 地区防災計画の策定支援（評価結果は 1-1-① に記載）

#### ② 市有建築物の老朽化対策・機能更新の促進（評価結果は 1-1-② に記載）

#### ③ 緊急消防援助隊受入れ・消防の広域化の推進（評価結果は 1-2-⑤ に記載）

#### ④ 消防体制の充実強化

- ・人員、車両（各種資機材含む）等の充実を計画的に行い、複雑多様化する災害や増加する救急事案等に的確に対応すべく消防体制（常備消防力）の充実と強化を図る必要がある。

#### ⑤ 地域防災力強化に向けた消防団の活動強化（評価結果は 1-2-⑥ に記載）

#### ⑥ 地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化（評価結果は 1-3-⑤ に記載）

#### ⑦ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

- ・自主防災組織の結成促進が必要である。
- ・災害発生時に自主防災組織が活動できるよう、資器材等を交付する必要がある。
- ・自主防災組織の中核となる人材（防災リーダー）の育成に努める必要がある。
- ・市民及び地域の自主防災組織に対し、災害発生時の備え等の指導に努める必要がある。
- ・各種訓練への参加を促進し、防火防災意識の高揚に努める必要がある。

#### ⑧ 広域緊急交通路等の通行機能確保（評価結果は 1-1-⑦ に記載）

#### ⑨ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 1-2-⑮ に記載）

#### ⑩ 連続立体交差事業の推進

- ・鉄道線路の高架化等により、踏切事故や交通渋滞の解消による円滑な交通機能の確保に努めるとともに、新たな緊急交通路や避難路の確保、側道の整備による延焼遮断帯機能の強化に取り組む必要がある。

## 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ① 病院・社会福祉施設の耐震化の促進（評価結果は 1-1-⑤ に記載）

### ② 災害医療体制の整備

- ・広域災害・救急医療情報システム（E M I S）等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに大阪府等の関係機関及び市民に提供するための情報収集・伝達体制の充実を図る。また、適切な医療が提供できるよう、医療救護所の設置、医療救護班の円滑な受入れ体制、コーディネート機能等を整備する必要がある。
- ・非常時に円滑な対応が可能となるよう、市災害医療センターとしての機能を充実させるため、資器材の整備、備蓄物資の購入等を図り、訓練等により対応力の向上に努める必要がある。
- ・災害発生時の対応に備えて、平常時から、市災害医療センターとしての役割を果たすために、市保健所等との連携を図る必要がある。

### ③ 医薬品、医療用資器材の確保

- ・災害時多数の負傷者の発生にも十分対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。備蓄については、災害時医療機関においては通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達できるよう関係団体と協定締結に努める必要がある。
- ・大阪府・医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関と連携し、災害発生後の安定した医薬品、医療用資器材の確保体制を整備する必要がある。

### ④ 医療施設の避難体制の確保

- ・災害発生時に、医療施設の入所者・入院患者・施設利用者等が、安全に迅速に避難できるよう、地域特性を考慮した災害対策マニュアルの作成と避難訓練のさらなる充実等を医療施設に働きかける必要がある。
- ・災害対策マニュアル策定の促進及び同マニュアルに基づく訓練を実施する必要がある。

### ⑤ 救急救命士の養成・能力向上

- ・救急業務の高度化や救命率の向上のため、救急救命士の教育体制の充実、メディカルコントロール体制を充実強化し、救急救命士の能力向上を図り、また、救急車に救急救命士の常時複数乗車を確保するため、継続的に救急救命士を養成し救急体制を強化する必要がある。

### ⑥ 消防体制の充実強化（評価結果は 2-1-④ に記載）

### ⑦ 広域緊急交通路等の通行機能確保（評価結果は 1-1-⑦ に記載）

### ⑧ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 1-2-⑮ に記載）

### ⑨ 連続立体交差事業の推進（評価結果は 2-1-⑩ に記載）

## 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

### ① 地区防災計画の策定支援（評価結果は 1-1-① に記載）

### ② 避難所の確保と運営体制の確立（評価結果は 1-1-⑯ に記載）

### ③ 福祉避難所の確保

- ・福祉避難所の資器材等の整備や充実強化を進めるとともに、要配慮者の特性に応じた福祉避難所の開設・運営マニュアルの整備及び開設・運営訓練の実施が必要である。
- ・災害時要配慮者を臨時的に保護するために、二次的な避難所として福祉避難所の指定を進めるとともに、災害時要配慮者の多様な特性に応じた設備等の機能充実を図る必要がある。
- ・民間社会福祉施設との間であらかじめ協定を締結するなど、臨時的な福祉避難所の確保に努める必要がある。

### ④ 災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の確保及び体制の充実・強化

- ・活動の拠点となる福祉避難所の確保・運営体制の整備及び福祉用具・備蓄資器材の充実強化を図る必要がある。
- ・大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、大阪 D W A T（Disaster Welfare Assistance Team：災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム）本部へ福祉専門職のチーム派遣依頼を行い、指定避難所において、災害時要配慮者に対し、福祉避難所等への誘導のためのスクリーニング等の体制を確立する必要がある。

### ⑤ 被災者の巡回健康相談等の実施

- ・被災者の心身の健康管理のため、巡回健康相談を実施する。保健所と連携して状況の把握を行い、各避難所に健康相談窓口を開設する。巡回実施状況をとりまとめ、相談内容を一般化して、市民への健康維持啓発を行う必要がある。

### ⑥ 被災者のこころのケアの実施

- ・大阪府から DPAT の応援を受け災害時に精神保健医療スタッフの体制を整備するとともに、こころの健康相談所を開設し、被災者のこころのケアを図る必要がある。

### ⑦ 被災時における被災児童生徒へのこころのケアの実施

- ・被災により心理的に不安定な状態にある児童生徒に対する相談に対応する必要がある。
- ・子どもと子育てに関すること等の相談窓口として、関係機関と連携し必要な支援を行う必要がある。

### ⑧ 愛護動物の救護

- ・大規模地震等の災害発生時に、大阪府や大阪府獣医師会等の関係機関と協力し、負傷動物や逸走状態の動物の保護及び動物による人等への危害防止を図る必要がある。

### ⑨ 市有建築物の老朽化対策・機能更新等の促進（評価結果は 1-1-② に記載）

## 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

### ① 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化

- ・避難生活が長期化した場合に必要となる生活物資について、事業者との協定締結による調達体制を整備する必要がある。
- ・分散備蓄体制の整備を行う必要がある。
- ・広域的な受援も視野に入れた物資の調達に努めるとともに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う必要がある。
- ・自宅、テント及び車等、災害時避難所以外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者など、避難所に滞在できない被災者に対しても物資が供給されるように努める必要がある。
- ・避難所における感染症対策物資の充実に努める必要がある。

### ② 医薬品、医療用資器材の確保

- ・災害時多数の負傷者の発生にも十分対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。備蓄については、災害時医療機関においては通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達できるよう関係団体と協定締結に努める必要がある。
- ・大阪府・医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関と連携し、災害発生後の安定した医薬品、医療用資器材の確保体制を整備する必要がある。

### ③ 初動体制の運用・改善

- ・初動時の核となる職員確保の仕組みや、参集時間や安否確認を一括管理する体制を強化し、迅速な被害情報の収集など体制の強化を図る必要がある。
- ・全庁による災害対応体制が迅速に取れるよう、各所属は、各種マニュアル等を必要に応じて見直すとともに、職員参集体制をはじめ、災害対応体制を職員に周知する必要がある。

### ④ 災害医療体制の整備（評価結果は 2-2-② に記載）

### ⑤ 防災訓練等、市民の防災意識の向上（評価結果は 1-1-⑫ に記載）

### ⑥ 広域緊急交通路等の通行機能確保（評価結果は 1-1-⑦ に記載）

### ⑦ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 1-2-⑮ に記載）

### ⑧ ライフラインの確保等

- ・大規模自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者との連携に努め、早期に復旧できるよう事業者との連携体制を構築する必要がある。

### ⑨ 水道の早期復旧及び飲用水の確保

- ・大阪広域水道企業団に働きかけ、水道施設・管路の更新・耐震化等を計画的に実施するとともに、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を促進する必要がある。
- ・また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時には大阪広域水道企業団との連携強化を働きかける必要がある。

- ・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」等の活用、府・市の備蓄水及び大阪府広域水道企業団の備蓄水を供給するよう確保に努める必要がある。

#### ⑩ 井戸水等による生活用水の確保

- ・地震発生時に、生活用水の確保を図るため、市内の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸として登録を進める必要がある。
- ・井戸水に関する衛生指導に努める必要がある。

#### ⑪ 中小企業に対する事業継続計画（ＢＣＰ）及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組み支援

- ・事業者が、災害時に企業の果たす役割を認識し、被災による事業中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を策定し、運用するよう働きかける必要がある。
- ・八尾市立中小企業サポートセンターの業務を通して、企業の強みや弱みの自己分析をサポートし、企業の高付加価値化に向けた取り組みを支援するとともに、将来に向けた経営革新を促進するなかで、ＢＣＰやＢＣＭの策定の重要性を啓発し、計画策定の支援を行う必要がある。

#### ⑫ 連続立体交差事業の推進（評価結果は 2-1-⑩ に記載）

## 2-5 大量の帰宅困難者の発生、混乱

#### ① 帰宅困難者対策の確立

- ・帰宅困難者対策における一斉帰宅の抑制や駅等における混乱防止について、市民や事業者が主体的に取り組むよう啓発していく必要がある。

#### ② 中小企業に対する事業継続計画（ＢＣＰ）及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組み支援（評価結果は 2-4-⑪ に記載）

#### ③ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 1-2-⑮ に記載）

## 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

#### ① 救出救助活動体制の充実・強化

- ・大規模災害に対応するため、救助技術の専門的な教育訓練を充実させるとともに、救助資機材等の整備及び定期点検や訓練施設を計画的に整備し、救助隊の高度化に努める必要がある。

#### ② 道路防災対策（法面对策等）

- ・豪雨等により道路法面や路肩が崩れ、通行に支障が生じるのを防止するため、危険個所の把握に努め、必要な防災対策を講じる必要がある。

③ 緊急消防援助隊受入れ・消防の広域化の推進（評価結果は 1-2-⑤ に記載）

④ 広域緊急交通路等の通行機能確保（評価結果は 1-1-⑦ に記載）

⑤ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 1-2-⑮ に記載）

## 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

① 被災地域の食品衛生監視活動の実施

- ・地震発生等の災害後の被災地域における食中毒の未然防止を図るため、避難所の開設及び運営の担当部署等と協力し、避難所等での食品衛生上の注意事項の周知や、すぐに活用できる啓発媒体の作成等を行うことにより、食品衛生の確保を図る必要がある。

② 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施

- ・災害発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、防疫活動の実施に向けたマニュアル等を検証し、必要な改訂を行う必要がある。

③ 健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制の強化

- ・地震発生後の市内での感染症、食中毒等の健康危機について、大阪健康安全基盤研究所と相互協力体制を確立・強化する必要がある。

④ 下水道施設の耐震化等の推進、機能の確保（評価結果は 1-4-⑮ に記載）

⑤ 避難所の確保と運営体制の確立（評価結果は 1-1-⑯ に記載）

⑥ 生活ごみの適正処理

- ・被災者の生活に伴い発生する生活ごみは、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、可能な限り発災直後から収集・処理を行うとともに、できる限り早期に平常時の収集・運搬・処理体制を回復させるため、市民に対して、平常時においても災害時においてのごみの出し方の基本的なルールの周知を行う必要がある。

⑦ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- ・被災者の生活に伴い発生するし尿等の処理について、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、可能な限り発災直後から収集・処理を行い、できる限り早期に通常の収集・運搬・処理体制を回復させるための体制を整備する必要がある。

⑧ 市有建築物の老朽化対策・機能更新の促進（評価結果は 1-1-② に記載）

### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市役所機能の機能不全

① 市有建築物の老朽化対策・機能更新等の促進（評価結果は 1-1-② に記載）

② 初動体制の運用・改善（評価結果は 2-4-③ に記載）

③ 発災後の緊急時における財務処理体制の確保

- ・地震等災害発生後に、長期の停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、財務処理が行える体制を確保する必要がある。

④ 他自治体との相互応援体制の確立・強化

- ・災害発生時に、応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、市民の救助救援、被災者支援が行われるよう連携を強化する必要がある。

⑤ 防災情報の収集・伝達機能の充実

- ・災害に関する情報連絡等について、電話・無線通信設備の機能を常時維持するとともに、通信手段の多様化に努め、情報収集・伝達の機動力の向上を図る必要がある。
- ・防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制を確保する必要がある。
- ・災害時の情報収集・伝達手段を確保するため、通信機器等の確保など、体制・設備等の整備・充実に努める必要がある。

⑥ 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ

- ・災害対策本部等の開設・運営にあたる職員や避難所開設等にあたる職員が、災害発生後に迅速かつ的確に災害対策活動が行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応能力の強化を図る必要がある。

#### 3-2 市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 市役所本庁舎・出張所等の機能・設備の充実

- ・防災中枢拠点の整備をはじめとした庁舎及び出張所等の機能を更新する必要がある。
- ・消防庁舎等について計画的に機能更新を図り、災害拠点としての機能向上と維持管理を行う必要がある。

② 業務継続計画の適切な運用

- ・八尾市業務継続計画（BCP）は、一定の前提を踏まえて策定・運用していく必要がある。
- ・前提条件の変化にも対応しつつ、訓練や実際の災害対応の経験等を通して、計画の点検・見直しを行う業務継続マネジメント（BCM）を推進し、計画の実効性を高めていく必要がある。

③ 受援体制の整備

- ・本市が大規模災害で被災した場合に迅速な応援要請及び円滑な調整・受入れを行い、効果的に災害対策業務を遂行するうえで必要な資源の準備体制及び対応方針を定めた「八尾市災害受援・応援計画」に基づく受援体制の充実強化に努める必要がある。

## 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下

- ① 中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援（評価結果は 2-4-⑪ に記載）
- ② ライフライン事業者との連携
  - ・ライフラインの災害時における被害防止、安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から水、ガス、電気、通信等のライフラインを管理する各事業者との情報交換や連絡体制を確保し、発災時に迅速かつ的確な応急復旧が行えるようライフラインに関わる事業者との連携に努める必要がある。
  - ・八尾市道路占用者連絡協議会を開催し、ライフライン事業者の整備計画や進捗等を情報共有している必要がある。
- ③ 水道の早期復旧及び飲用水の確保（評価結果は 2-4-⑨ に記載）
- ④ 広域幹線道路ネットワークの整備
  - ・大阪府中部広域防災拠点等へ直結する都市計画道路 八尾富田林線や、大阪中央環状線、大阪外環状線、八尾富田林線を結ぶ重要なアクセス路である都市計画道路 大阪柏原線、その他緊急輸送道路・広域物資拠点・活動拠点を結び相互の連携を図る事ができる都市計画道路の整備を促進し、広域的な防災交通ネットワークの形成に努める必要がある。
- ⑤ 公共交通ネットワークの充実
  - ・市内には、鉄道駅が12駅、定期路線バスのバス停が76箇所あり、公共交通に恵まれているものの、駅から800m、バス停から300m以上離れた交通不便地が存在しており、災害等の発生時に円滑な避難が行えるよう、その解消を図る必要がある。
- ⑥ 広域緊急交通路等の通行機能確保（評価結果は 1-1-⑦ に記載）
- ⑦ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 1-2-⑮ に記載）
- ⑧ 連続立体交差事業の推進（評価結果は 2-1-⑩ に記載）

### 4-2 有害物質等の大規模拡散・流出

- ① 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の推進
  - ・大規模災害発生等に伴う漏洩防止に資するため、事業所へ公害関係法令に基づく指導を実施する必要がある。
  - ・災害発生時における被害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定等、各施設の実態に応じて必要な措置を講じるよう指導する必要がある。

## ② 管理化学物質の適正管理指導

- ・大規模災害発生等に伴う化学物質の周辺環境への飛散・流出を防止するため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生未然防止について意識の高揚を図る必要がある。

## ③ 有害物質の拡散防止対策

- ・有害物質の大規模拡散・流出防止に資するため、有害物質貯蔵事業所等へ平常時から指導を行い、事業所の防災体制強化を図る必要がある。

## ④ 毒物劇物営業者における防災体制の指導

- ・災害発生時に、貯蔵施設の被災等により周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物販売業者等に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令順守の徹底を働きかける必要がある。

### 4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

#### ① 食料等の安定供給

- ・大阪府域救援物資対策協議会の示す「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に基づいた、八尾市が負担する備蓄量の充足に務める必要がある。
- ・多様な手法による物資の調達・確保手段を確立するため各種協定締結などに努める必要がある。
- ・災害情報システムを運用し、各避難所における不足物資を把握することにより、安定した物資の供給を行う必要がある。

#### ② 中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援（評価結果は 2-4-⑪ に記載）

#### ③ 災害復旧に向けた体制の充実

- ・災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、府の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、それを基に災害復旧計画を作成する必要がある。

### 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

#### ① 災害復旧に向けた体制の充実（評価結果は 4-3-③ に記載）

#### ② 森林等の保全（評価結果は 1-4-② に記載）

#### ③ 土砂災害対策（評価結果は 1-4-① に記載）

## 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

### 5-1 情報収集・伝達機器の機能停止により避難行動や救助・支援の遅れによる死傷者の発生

- ① 防災情報の収集・伝達機能の充実（評価結果は 3-1-⑤ に記載）
- ② ため池防災・減災対策の推進（評価結果は 1-3-④ に記載）
- ③ 防災情報の通信体制の整備（河川の防災テレメータの整備）
  - ・水防活動等に活用するため現地の水位観測データをリアルタイムに確認することができるようにするため水位観測システムを構築する必要がある。
  - ・大雨、洪水予報や、河川の増水、ため池の水位上昇といった防災情報の通信体制を整備し、水防活動等に活用する必要がある。
- ④ ライフラインの確保等（評価結果は 2-4-⑧ に記載）
- ⑤ 市民への広報体制の整備・充実（評価結果は 1-3-⑬ に記載）
- ⑥ 外国人に対する情報発信の充実（評価結果は 1-3-⑭ に記載）
- ⑦ 防災拠点等の情報共有体制の整備
  - ・災害対策の中核拠点となる市庁舎や消防庁舎、給水活動の拠点となる大阪広域水道企業団、保健医療調整本部、市災害医療センター、緊急輸送拠点や指定避難所等の各防災拠点施設間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が円滑に行えるように無線通信施設や災害情報システムの整備及び運用の強化を図る必要がある。
- ⑧ 情報システム等の処理能力の向上
  - ・災害発生時における災害情報等の集約や災害対策本部運営支援、避難所管理支援、備蓄物資管理、被災者生活再建支援管理等を行う ICT（災害情報システム、被災者生活再建支援システム）を運用し、迅速で的確な応急対応を実施する必要がある。
  - ・高機能消防指令センターの常時安定稼働を維持し、業務の円滑化を図るために保守管理を実施する必要がある。
  - ・定期的に消防指令システム関連機器のサーバー系統、ハード機器等の機能更新を実施する必要がある。
- ⑨ メディアとの連携（評価結果は 1-3-⑫ に記載）

## 5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

- ① ライフラインの確保等（評価結果は 2-4-⑧ に記載）
- ② 中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援（評価結果は 2-4-⑪ に記載）
- ③ 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化（評価結果は 2-4-① に記載）
- ④ 広域緊急交通路等の通行機能確保（評価結果は 1-1-⑦ に記載）

## 5-3 都市ガス・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

- ① 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化（評価結果は 2-4-① に記載）
- ② ライフラインの確保等（評価結果は 2-4-⑧ に記載）
- ③ 災害発生時における電力確保  
・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。
- ④ 中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援（評価結果は 2-4-⑪ に記載）

## 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- ① 水道の早期復旧及び飲用水の確保（評価結果は 2-4-⑨ に記載）
- ② 下水道施設の耐震化等の推進、機能の確保（評価結果は 1-4-⑮ に記載）
- ③ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（評価結果は 2-7-⑦ に記載）

## 5-5 鉄道・道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流、人流への甚大な影響

- ① 広域幹線道路ネットワークの整備（評価結果は 4-1-④ に記載）
- ② 公共交通ネットワークの充実（評価結果は 4-1-⑤ に記載）
- ③ 鉄道施設の耐震対策（評価結果は 1-1-⑧ に記載）
- ④ 広域緊急交通路等の通行機能確保（評価結果は 1-1-⑦ に記載）
- ⑤ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 1-2-⑮ に記載）
- ⑥ 交通結節点となる都市基盤施設の整備
  - ・八尾市地域公共交通計画を作成し、八尾市域の交通ネットワーク計画を作成するとともに、交通結節点となる鉄道駅を中心とした八尾市乗合タクシーの運行を実施する必要がある。
  - ・災害時に駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するとともに、緊急車両等による輸送が円滑に実施できるよう、交通結節点となる駅前広場の整備や駅前広場から主要路線に接続するまでの道路整備等に取り組む必要がある。
- ⑦ 連続立体交差事業の推進（評価結果は 2-1-⑩ に記載）
- ⑧ 中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援（評価結果は 2-4-⑪ に記載）
- ⑨ 水道の早期復旧及び飲用水の確保（評価結果は 2-4-⑨ に記載）
- ⑩ 下水道施設の耐震化等の推進、機能の確保（評価結果は 1-4-⑮ に記載）
- ⑪ 災害廃棄物の適正処理（評価結果は 1-2-⑯ に記載）
- ⑫ 民間住宅・建築物の耐震化の促進等（評価結果は 1-1-④ に記載）
- ⑬ 広域緊急交通路等沿道建築物の耐震化の促進
  - ・広域緊急交通路等の沿道建築物の耐震化の向上を図るため、大阪府と連携し、耐震化の実施を継続的に働きかける必要がある。
  - （住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等）

## 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

#### ① 復興計画の策定等に係る体制や手順の確立

- ・市は、大規模災害により市域の社会経済活動に甚大な影響が生じた場合、中長期的な取組による計画的な市の復興について基本的な方向性を示し、災害被害からの被災者の生活再建や将来を見据えた災害に強いまちづくりなど、市民の安全・安心に視点を置いた総合的な復興のためのまちづくりを進める必要がある。

### 6-2 生活再建支援の停滞により市民生活の復旧・復興の遅延

#### ① 迅速なり災証明書の発行

- ・り災証明書の発行について、関係課職員が協力し迅速にこれを行う必要がある。

#### ② 迅速な災害窓口の体制整備

- ・り災証明書の発行、災害に伴う市税の減免、被災者からの相談・要望、埋火葬の許可・市立斎場の使用許可に関する事務を担う災害窓口の体制整備について、関係課職員が協力し迅速にこれを行う必要がある。

#### ③ 住家等の被害認定調査・応急危険度判定体制の充実

- ・り災証明書発行のために必要な「住家等の被害認定調査」の知識の習得・情報の収集に努める必要がある。
- ・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の登録を進め、判定体制の充実を図る必要がある。

#### ④ 生活再建、事業再開等の関連情報の提供

- ・災害発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、被災者支援について適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保する必要がある。
- ・突発的な自然災害発生後に地域経済を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の市内事業者の復興に向けた支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制の検討を行う必要がある。
- ・中小企業信用保険法の特例措置など国や府の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた市内事業者の復興を支援するために適切な措置を講じる必要がある。
- ・災害で経営が悪化した農林事業者を支援するため、国や府の施策とも連携しながら、資金融資を行う金融機関に対し利子補給を行う。また、国や府の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する必要がある。

#### ⑤ 地籍調査の推進

- ・地震・水害等の災害が発生し、土地の形状が変わってしまった場合、復旧計画等に時間を要し、復旧が大幅に遅れる可能性があるため、都市基盤施設等の公共事業実施に併せて地籍調査を行っていく必要がある。

#### ⑥ 市民への広報体制の整備・充実（評価結果は 1-3-⑬ に記載）

### 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態

#### ① 災害廃棄物の適正処理（評価結果は 1-2-⑯ に記載）

#### ② 災害廃棄物の広域的な処理体制の整備

- ・環境省近畿地方環境事務所が主催する大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会等の場を通じて、広域的な相互連携・協力体制の構築を図る必要がある。

#### ③ 災害ボランティアの充実と連携強化

- ・市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、八尾市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する必要がある。

### 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### ① 地区防災計画の策定支援（評価結果は 1-1-① に記載）

#### ② 地籍調査の推進（評価結果は 6-2-⑤ に記載）

#### ③ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備

- ・災害救助法が適用された場合、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、二次災害にも十分配慮したうえで、建設型応急住宅を建設し、供与する必要がある。
- ・被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、大阪府が実施する民間賃貸住宅借上制度等の運用を円滑に行えるよう、府との連携強化、情報共有を図る必要がある。

#### ④ 住宅関連情報の提供

- ・被災者が安定した生活を送れるよう、応急仮設住宅の状況、民間賃貸住宅の状況、住宅補修、住宅関連資金融資、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る必要がある。

#### ⑤ 復旧資機材の調達・確保

- ・災害発生後、応急復旧に必要な人材及び資機材の整備を図るとともに、必要に応じ協定締結自治体及び団体等との連携強化に努める必要がある。

#### ⑥ 生活再建、事業再開等の関連情報の提供（評価結果は 6-2-④ に記載）

## 6-5 文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティーの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

① 地区防災計画の策定支援（評価結果は 1-1-① に記載）

② 文化財の防災対策

・災害時に文化財の被害が生じ、復興が遅れないよう、文化財の種類ごとに想定される災害に応じた予防措置を検討し、その整備に努める必要がある。

③ 復旧資機材の調達・確保（評価結果は 6-4-⑤ に記載）

## 6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

① 市民への広報体制の整備・充実（評価結果は 1-3-⑬ に記載）

② 生活再建、事業再開等の関連情報の提供（評価結果は 6-2-④ に記載）

## 【別紙２】個別事業一覧（具体的な取組み）

### ○都市整備部

| 事業名                       | 個別事業内容                                                                                         | 具体的な取組み<br>の該当箇所 | 備考    |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------|
| 無電柱化推進事業費補助<br>（無電柱化推進事業） | 都市計画道路久宝寺線<br>都市計画道路 JR 八尾駅前線                                                                  | 1-1-7            | 国土交通省 |
| 道路事業                      | 市道八尾駅前線・市道竜華第 16 号線<br>R8. 4. 1～R14. 3. 31 総事業費 3. 0 億円<br>市道上之島大竹線整備事業<br>R8～R12 総事業費 2. 0 億円 | 1-1-7            | 国土交通省 |
| 住環境整備事業                   | 災害に強いまちづくりを進めるため、街区内道路において狭あい道路<br>整備等促進事業を推進する。                                               | 1-1-19           | 国土交通省 |

### ○建築部

| 事業名                    | 個別事業内容                                                                                                                                                                       | 具体的な取組み<br>の該当箇所                                     | 備考    |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------|
| 住環境整備事業                | 災害に強いまちづくりを進めるため、民間住宅・建築物の耐震診断・<br>耐震改修等や危険なブロック塀等の除却改修等に関する補助制度を実施<br>するなど、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。                                                                           | 1-1-4<br>1-1-5<br>1-1-6<br>2-2-1<br>5-5-12<br>5-5-13 | 国土交通省 |
| 市街地整備事業<br>＜市街地再開発事業等＞ | （大規模盛土造成地マップの高度化）<br>大規模地震などに備え、市民に大規模盛土造成地が身近にあることを<br>知ってもらうとともに、日頃から防災意識を持って宅地の状況に目を<br>配り、災害の防止や被害の軽減につなげるなど、宅地耐震化推進事業<br>の促進を図るため、大規模盛土造成地の基礎資料整理を行う。<br>（第 2 次スクリーニング） | 1-1-15                                               | 国土交通省 |
| 地域住宅計画に基づく事業           | 地震等による災害時において、市営住宅の被害等を最小限に抑えるた<br>め、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地<br>区改良事業等を推進する。                                                                                           | 1-1-20                                               | 国土交通省 |
| 空き家対策総合支援事業            | 災害に強いまちづくりを進めるため、「八尾市空家等対策計画」に基づ<br>き、所有者等による適切な空家等の管理や利活用を促すなど、空き家<br>対策総合支援事業を推進する。                                                                                        | 1-2-4                                                | 国土交通省 |

### ○教育委員会事務局

| 事業名         | 個別事業内容                                                                                                                                                                                                                                                    | 具体的な取組み<br>の該当箇所 | 備考    |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------|
| 学校施設環境改善交付金 | 子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には子供たちの命<br>を守り、また、避難所となる学校施設の安全性の確保、防災機能強化、<br>老朽化対策を推進する。<br>○学校施設の安全性の確保、老朽化対策<br>・長寿命化改修<br>・屋上防水・外壁改修<br>・法令適合改修<br>○避難所としての防災機能強化のための整備<br>・エアコン整備<br>・トイレ洋式化等改修<br>・体育館改修<br>・既設給水管漏水対策改修<br>・高圧受電設備老朽化対策改修<br>・受水設備老朽化対策改修 | 1-1-3            | 文部科学省 |



---

---

## 八尾市国土強靱化地域計画 (別紙集)

編集・発行 八尾市 危機管理課  
八尾市本町一丁目 1 番 1 号  
TEL (072) 924 - 3953 (直通)  
FAX (072) 924 - 3968  
E-mail [kikikanri@city.yao.osaka.jp](mailto:kikikanri@city.yao.osaka.jp)

令和 7 年 4 月

刊 行 物 番 号 R 7 - 19

---

---